

○科学技術特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
		地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案	塩出啓典君 外二名 (五八二〇、七)	五八二〇、二		五八二〇、七 未了	五八二〇、三 (予)内閣	

○選挙制度に関する特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
		公職選挙法の一部を改正する法律案	天野公義君 外七名 (五八、九二〇)	五八二〇、四	五八二二、七	五八二二、三 可決 可決 可決	五八二〇、四 可決 可決 可決	

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)(衆議院提出)

五八、 九、二〇 衆・議員提出

一〇、 四 衆本会議趣旨説明

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、選挙期日の公示又は告示の日を次のとおり改める。

(一) 衆議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十五日

(現行二十日) 前に

(二) 参議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十八日

(現行二十三日) 前に

(三) 都道府県の議会の議員の選挙 選挙期日の少なくとも

も九日 (現行十二日) 前に

(四) 都道府県知事の選挙 選挙期日の少なくとも二十日

(現行二十五日) 前に

(五) 指定都市の議会の議員の選挙 選挙期日の少なくとも

も九日 (現行十二日) 前に

(六) 指定都市の長の選挙 選挙期日の少なくとも十五日

(現行二十日) 前に

(七) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 選挙

期日の少なくとも七日 (現行十日) 前に

(八) 町村の議会の議員及び長の選挙 選挙期日の少なく

とも五日 (現行七日) 前に

二、各選挙における立候補届出期間を公示又は告示の日一

日 (現行公示又は告示の日及び翌日の二日) 間とする。

三、連呼行為、街頭演説及び街頭政談演説を行うことができ

る時間を午前八時 (現行午前七時) から午後八時まで

とする。

四、衆議院議員、参議院選挙区選出議員及び都道府県知事

の選挙においては、新たに、日本放送協会によるテレビ

ジョンの経歴放送を候補者一人について一回行う。

五、立会演説会の制度を廃止する。

六、選挙公報の掲載文の申請期間を公示又は告示の日から

二日 (現行四日) 間とする。

七、この法律は、公布の日から施行するものとし、衆議院

議員及び参議院議員の選挙については施行日以後初めて

行われる選挙から、その他の選挙については施行日から

起算して三月を経過した日以後行われる選挙から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、金のかからない選挙の実現に資するため、国会議員の選挙並びに地方議会の議員及び長の選挙について選挙運動期間を五日間ないし二日間短縮すること、立候補の届け出は一日間とすること、連呼行為、街頭演説等の開始時間を繰り下げ、午前八時からとすること、衆議院議員、参議院選挙区選出の議員等についてテレビジョンによる経歴放送の回数増加を図ること、立会演説会を廃止すること、施行日は公布の日とし、国会議員については、施行後初めて行われる選挙から適用すること等を主な内容とするものでございます。

委員会におきましては、提出者を代表し片岡清一衆議院議員より提案理由の説明を聴取した後、比例代表選挙の見直し、定数不均衡の是正、交通、通信事情の変化に伴う選挙運動のあり方等の諸問題について質疑を行い、その間、参考人から意見を聴取する等審査を行いました。

質疑を終局することを決定し、次いで日本社会党、公明

党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会共同提案による修正案について上野委員より趣旨説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木委員、公明党・国民会議を代表して多田委員、民社党・国民連合を代表して栗林委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対、また、日本共産党を代表して山中委員より、原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しましては、定数不均衡の是正等四項目にわたる附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。